

TAKAHAMASHI

【高浜市商工会報】

# SHOKOKAI NEWS

Vol. 256

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP:<https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail:takahamaskk@katch.ne.jp



2022. 1. 11

高浜市商工会会員数 = 964事業所 (令和3年11月19日現在)

## 新年のご挨拶

高浜市商工会 会長 石川 伸

明けましておめでとうございます。

皆様には、令和4年の新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、コロナ禍の長期化により、この地域では、事業活動の制限を受けた飲食業のみならず、東南アジアからの部品調達に影響のあった製造業に至るまで、大変厳しい年でありました。

こうした中、当商工会では、国の支援金、県の協力金、応援金、あいスタ認証制度、事業再構築補助金、持続化補助金、高浜市のがんばる事業者補助金などの申請支援、たかはま就職フェアを開催、また、4月から始まる高浜市の「たかはまクーポンブック2022-23」事業への協力など、地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

今年も、高浜市商工会は、コロナ禍で困窮する会員事業所の皆様の事業継続・雇用維持、ポストコロナに向けたビジネスモデルの構築に対して、積極的にサポートしてまいります。

皆様方の引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 2021 たかはま就職フェア開催報告

令和3年12月8日(水)に、高浜市地域交流施設「たかぴあ」サブアリーナにて、「2021 たかはま就職フェア」を開催いたしました。高浜市に本社または拠点を置く19社が出展し、81名の求職者が来場しました。刈谷公共職業安定所(ハローワーク刈谷)主催で、高浜市商工会が共催しています。

今回は、出展者を限定する、面接後にはブースの消毒をする、など、コロナ禍に配慮して実施しました。



安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

Be a Great Small.  
中小機構

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です  
小規模企業共済



2021.6

## ○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度も始まります。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

## ○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

## ○記帳機械化指導 (パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)

## 消費税のインボイス制度登録申請受付開始

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。

インボイスを交付する事業所となるには事前に登録申請が必要です。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)